

東松山都市計画用途地域の変更（嵐山町決定）

決定告示月日 令和 年 月 日

東松山都市計画用途地域を次のように変更する。

							嵐山町
種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	備 考
第一種低層住居 専用地域 小 計	約 108.5ha 約 5.3ha 約 113.8ha	8/10 以下 10/10 以下	5/10 以下 6/10 以下	- -	- -	10m 10m	約 31.9% 約 1.6% 約 33.5%
第一種中高層住居 専用地域 小 計	約 10.6ha 約 10.6ha	20/10 以下	6/10 以下		- -		約 3.1% 約 3.1%
第一種住居地域 小 計	約 61.0ha 約 61.0ha	20/10 以下	6/10 以下		-		約 17.9% 約 17.9%
準住居地域 小 計	約 18.0ha 約 18.0ha	20/10 以下	6/10 以下		-		約 5.3% 約 5.3%
近隣商業地域 小 計	約 17.2ha 約 17.2ha	20/10 以下	8/10 以下		- - -		約 5.1% 約 5.1%
準工業地域 小 計	約 10.0ha 約 10.0ha	20/10 以下	6/10 以下		-		約 2.9% 約 2.9%
工業地域 小 計	約 18.3ha 約 18.3ha	20/10 以下	6/10 以下		-		約 5.4% 約 5.4%
工業専用地域 小 計	約 91.3ha 約 91.3ha	20/10 以下	5/10 以下		-		約 26.8% 約 26.8%
合 計	約 340.2ha						100%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：都市機能の誘導・維持を図り、誘導施設が安定的に建築・持続可能な地域とするため、用途地域を変更するものです。